

第 5620 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 27日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 年末調整後に異動があった場合

Q：年末調整後に扶養親族の数が異動になったりした場合は、どのようにすればいいのですか？

A：翌年1月末までであればやり直しができます。

【解説】

年末調整の後に子供が生まれた場合や、結婚して控除対象配偶者を有することとなったことにより、控除対象扶養親族の数が異動した場合には、異動事項の申告を受け、異動後の数を基にして年末調整をし直すことができます。ただし、このやり直しができるのは、翌年の1月末日までとなっています。

また、年末調整のときに見積もった配偶者の所得金額が実際の所得金額と違ったことにより、配偶者特別控除額が変動する場合には、異動後の状況により、年末調整をやり直すことができます。このやり直しも翌年1月末日までとなっています。

また、年末調整を行った後に追加の給与の支給があった場合には、その追加になった給与の額を年末調整の対象となった給与の総額に加算して年末調整をやり直すこととなります。

このほか、年末調整を行った後に生命保険料や地震保険料を支払った場合や住宅借入金等特別控除申告書の提出があったような場合も、同様に翌年1月末日までに年末調整のやり直しができることとなっています。

